

■■■■■■火の島と水の島■■■■■■

# 屋久島町議会だより

令和5年(2023年)12月8日 No.64

夢祭り

冬はじまりの風物詩



町民の声カウンター

30

令和3年10月～  
議会だより宛てに届いた意見数

第3回定例会 小学校の遊具導入!・・・P2

一般質問 2人が町政をただす・・・P8

全員協議会 多目的アリーナの検討・・・P11

# 令和5年 第3回定例会

## 宮之浦多目的アリーナ



多目的アリーナ整備予定地の地質調査の委託費 600 万円が計上されている。合併後における公共施設の一元化が問われており、宮之浦及び安房の体育館もその1つであると思っている。多目的アリーナ整備予定地はどこなのか、場所の決定までの経緯は。



**政策推進課長** 地質調査の場所については、これまで公共施設旧庁舎跡地利活用計画に基づいて、地域住民を含めたワークショップ等をしてきた。その中で、やはり建替えをするならば高台という意見等があり、その高台等の意見を踏まえて場所の候補地を3か所程度設定した。今のところ、宮之浦体育館の操法練習場を第一案としている。

ただし、軟弱地盤等があった場合には計画を進めて設計をしても、実質、場所が変更になることもあることから、今回はそこで4地点の地質調査をして軟弱地盤ではないかという部分を調査するために計上した。

## 各小学校の遊具を更新

ジャングルジムやブランコ  
平行棒等の遊具合計 28 基を設置  
**2748 万円**



既存の遊具  
新しい遊具の設置は年度内に

※ 11 月 30 日現在はずべて未設置



## 旧尾之間支所車庫解体

解体費用

550万円

(旧尾之間支所) 周辺整備の方針が定まっていないうちで、なぜ、この車庫解体を急ぐのか。見る範囲では、かなりしっかりした車庫であり、今後も十分に利活用ができるのではないか。



大角利成

**政策推進課長** 昨年度、産業振興課で農業管理センターへ貸し付けするトラクターを購入した。今年度も、そのトラクターを移動するためのトラックも購入予定としている。管理センターから、その倉庫として貸して欲しい、場所等がそこだと不便だということで、今回、そのトラクターの倉庫用として解体して移設を考えている。



解体後移設予定の車庫

## すこやかふれあいセンター



屋根の明かり取りの亚克力板を撤去し  
LEDライトを取り付ける

## 屋根の大規模改修

4300万円

すこやかふれあいセンターについては、これまでも雨漏りがするというので色々苦情があった。明かり取りを補修すれば雨漏りは止まるということをしつかりと確認してのことだと思いが、明かり取りのためのLEDにライトに変えるということで、暗いということがないようにしっかりと確認はできているか。



榎光徳

**福祉支援課長** すこやかふれあいセンター屋根の改修工事の設計。20ヶ所の明かり取り部分があり、この部分の修繕の設計。センターについては、経年劣化が著しくて屋根の雨漏り箇所が増えてきたということで、毎年のように部分的な改修、屋根の修繕を行ってきたが、近年は特に雨漏りがひどくて修繕が追いつかない状態。その大きな原因であると考えられる、20ヶ所ある明かり取りの部分全てを埋める。そうすると今度は中が暗くなると思われることから、全ての照明をLED 36ヶ所に変更する。

### 動画でチェック

本会議の様子を動画で観ることができます



8月25日



9月5日

## 総務文教常任委員会

右のQRコードから、総合センター  
条例を見ることができます。



# 総合センターの条例一部改正での影響は

子育て支援センターの開設により、総合センターの研修・青年室及び視聴覚室を廃止になったことに伴い、条例の一部改正がありました。



**問** 渡邊博之 現在の会議室等の利用状況への影響はないか。

**答** 町民課長兼地域住民課長 一階大会議室と安房公民館の利用も含め、大きな問題はない。今後一階の改修の中で、会議室が増える予定になっている。

**問** 岩山鶴美 ホールの音響などは使用出来るか。

**答** 町民課長兼地域住民課長 ホールの雨漏りや、備品の老朽化が進んでおり、大勢を入れて利用することはやめたほうが良いと消防や建築から指示を受けているので、ホールの利用が出来ない状況。そのため、そこにある音響設備も利用できない。

**問** 岩山鶴美 利用料金等は今までとは変わっていないということでしょうか。

**答** 町民課長兼地域住民課長 利用料金については改正はしていない。



子育て支援センター開設に伴い内部の  
変更があった総合センター

## DX(デジタルトランスフォーメーション) 導入後の進捗状況

近年、企業で導入されているICTの浸透が地方自治体にも求められています。住民に対するサービスの利便性向上、アナログ業務のデジタル化という課題解決のために導入されています。

**問** 中馬慎一郎 DX推進担当職員は、今何名の職員がそこに関わっているか。

**答** 総務課長 現在若手職員10名程で構成し、3年目になる。業務の簡素化、電算デジタル化等の検討をしている。主な内容としては、業務改善ということで、今若手が抱えている自分の課題業務を、簡素化する、あるいは電算デジタル化をするというところで検討している。

## 基金繰入の理由は

**問** 渡邊博之 1億2000万円の基金繰入金は何を想定しているものか説明を求めます。

**答** 政策推進課長 新しく出来るゴミ焼却場や仮称アリーナの建設事業、また公共施設の維持補修や改修費についてほぼ補助金が出ないので、その財源としても活用していきたい。

# 尾之間支所車庫解体は 妥当な判断か

## 常任委員会現地視察

### 総務文教常任委員会

8月31日総務文教常任委員会の委員で  
現地調査を行いました。

台風6号による大きな被害を受けた永田  
集落では、区長から詳細な説明をしてい  
たきました。



台風6号の被害後 永田公民館裏



一湊排水機場

## 現地視察ってなに？

議会定例会の会期中に各常任委員  
会の委員が、予算や請願・陳情に関連  
する事業や施設を視察するんだよ。



**問** 渡邊博之 旧尾之間支所車庫解体について、車庫は今でも利用価値があるが、移す必要があるのか。また現在の利用状況はどうなっているか。

**答** 政策推進課長 令和4年度の説明で示した、トラクター等を産業振興課で買って、農業管理センターに貸し付ける時点で、農業管理センターの車庫がないということで、一時的にそこ(支所車庫)に置くような形にしたが、場所的によくないという部分と、泥等がついて洗ったりするときにも、そこでも払えないとか、いろいろありまして、出来たら、せっかく車も買うので、車庫ごと骨材を移設出来ないかという相談があった。うちの中で、この公共施設の計画をつくる中でも議論をして、令和5年度の予算で転用しようということで計画した。今年度購入する車と一緒に転用したところで格納するという形をとりたいたいということで今回、除却することになっている。

**問** 渡邊博之 移転する車庫はもう不要というか、そういう判断なのか。

**答** 政策推進課長 実際に図書室の前にも車庫があり、中央公民館で従事している人たちの車はそのスペースにとめられ、図書室の前が詰まっていれば、とめる方もいるが、基本的に私が行くときにはほとんど誰もとめてない状態。有効利用ができるのであれば、農業管理センターのほうに移設したほうが、経費的には安いのではないかということで、今回移設するための解体をする。



## 産業厚生常任委員会

### ふれあいセンターの

### 屋根改修工事に伴い使用料は

**問** 大角利成 今回、明かり取りをなくしてということだが、かなり暗くなるのではと心配している。今回補修工事をやった後にだいぶ暗くなって、照明を使う時間がかかなり長くなるのではないかと心配してるが、この照明のことに係る条例の変更(使用料の変更)等については議論はないか。

**答** 福祉支援課長 使用料については、工事が済んだら、値上げも含めて検討する必要があるかもしれない。現時点では、まだ議論はしていない。トップライトをとって、暗くなるかどうかということだが、周りに壁がないので、そんなに暗くならないのではという、建築と話をする中ではそういう話があった。

**要望** 大角利成 今回のこの明かり取りをなくす工事に伴って、照明利用料は取らないとか、使用料に一本化するという方法もぜひ考えていただきたい。

### クリーンサポートセンターで出る炭化物の行方は

**問** 真辺真紀 新しく出た炭化物は売却をして、歳入で受入れをしているということだが、売却をする金額と、それを屋久島町から運び出すための輸送費というのは差し引くとどうなるのか。

**答** 生活環境課長 きれいな炭化物については、1トン1円で売却している。輸送費、処分費は一切かからない。ただ、今回補正対象になっている、今まで据え置いてた炭化物、あとは異物の入った炭化物がそれぞれキロ当たり40円から50円(1トン4~5万円)で処分することになるが、この中に輸送料等込みの金額となっている。

## 飼い主がない猫の避妊と去勢

**問** 真辺真紀 飼い主のいない猫(地域猫)の避妊、去勢の活動について、こちらの県の補助ではなく一般財源で賄うということだが、現在、どれぐらいの申請があるか。

**答** 生活環境課長 8月18日の段階で、申請自体は13件あった。実績レベルとまた申請レベルとあるが、実績レベルでは、雄が15匹、雌が31匹。補助額で37万5000円。まだ実績には至っていないが、申請レベルでプラス、雄が9匹、雌が23匹。合計して27万5000円の補助申請を受けているような状況。県の補助は、手術費はもちろん、県の補助対象になるが、それだけではなく例えば、広告費やいわゆる啓発費用なども含めないと、県費の対象にはならないということで、今回は見送った。

## 春田浜海水浴場施設解体あとは

**問** 渡邊千護 春田浜海水浴場の施設解体は屋根つきの奥のほうか。

**答** 観光まちづくり課長 今回の解体工事は休憩舎のみ。

**問** 渡邊千護 解体した後、どのような形でまたできるのか。

**答** 観光まちづくり課長 今の状態があまりにも危険だということで、先に解体をして、今後こういった施設を建てるのかというのは今から検討していく。



春田浜海水浴場

# プレミアム商品券 に対する苦情や意見



**問** 渡邊千護 プレミアム商品券を買いたかったが、全然買えなかった、もう売り切れですか等の意見が聞かれた。大半の住民にチケットが回らなかったということで、苦情がある。今後、第2弾があるのかどうかそかも含めて、説明を。

**答** 産業振興課長 GY商品券については、多数の町民の方に御迷惑をおかけしたというのは、補助を出している担当課としては非常に申し訳なかったと思っている。今後の再販については、まだ意見交換をしていないが、実質、事務的に非常に難しいというふうに考えている。本年度については難しいかもしれないが、今後、事業計画のヒアリング等もあるので、来年、商工会からの要望に応じて、意見を交換しながら、来年度できるのであれば、また、今回の反省等も含めて、内容も検討していきたい。

**要望** 渡邊千護 次またするのであれば、上限の見直しや、みんなに行き渡るようなシステムを構築していただきたい。



# 世界自然遺産の島の 町道の改修

**問** 大角利成 町道の改修。今年非常に耳に入って来たのが以前から言われてた路面の問題。船に揺られてきて、さあ世界自然遺産の島の観光に行こうというときに、また、陸の上でしばらく車で揺られる。特に中通線の警察署前の信号機まで、そして武田(産業)さんの信号など、いろいろ過去に言われてきて、計画的に整備するという考え方で予算も計上されていると思う。屋久島に来たときの第1印象を非常に悪くしているという話を、特に今年は聞いたので早いペースで改修が終わるように、お願いをしておきたい。

**答** 建設課長 内容は十分把握しており、現在の予算で、少しずつ解消していくような形では何年もかかってしまって、観光客の人たちにも、大変迷惑をというか不愉快な思いをさせてしまうので、財政との協議をして、なるべく長く、早くということで、距離を伸ばせるような予算を確保して、十分な整備ができるように努めていきたい。



早急な改修が求められている  
町道中通線(安房)

# 一 般 質 問

## 16人中 2人が一般質問しました

一般質問とは、議員が町の施策の状況や方針などについて、議会の場で報告や説明を求めたり、質問をすることです。

1人の議員に与えられる制限時間は60分です。  
(一般質問は、議員本人の責任において掲載しています。)

□各議員の質問の様子は、動画で詳しく観ることができます。  
写真の部分にQRコードを貼っています。

内田正喜	P
1. 屋久島空港滑走路延伸事業の進捗状況は	8
2. 世界自然遺産の島の道路の維持管理は	
真辺真紀	
1. ごみ処理施設整備事業の入札	9



延伸事業手続きが進む屋久島空港滑走路



内田 正喜 議員

### 屋久島空港滑走路延伸事業の進捗状況は

**問** 要望活動を踏まえ、事業化実施への町長の見解は。

**答** 町長 平成27年度から県港湾航空課と本町と連携を取りながら、事業化に向けた調査、事務手続きを進め、県や町レベルにおいて、実施する必要がある事項等は全て実施したとの認識を持って、今回の要望活動に望んだものであり、要望活動においては、私共の思いを肯定的に捉えていただいたものと実感をしており、来年度からの事業化に向けて、大きな期待を持てる結果であったと私自身受け止めているところである。

**問** ジェット機就航のための航空会社との協議の状況は。

**答** 町長 昨年8月と本年2月に要望活動および意見交換を行っている。現状として屋久島発着便を運行している日本航空グループが屋久島のポテンシャルを高く評価、また、関東圏からの一定の需要を見込んでおり前向きに検討する意向を持っているようである。

**問** 事業化された場合、町の金銭的負担は。

**答** 町長 基本的には国が8割、県が2割、町の負担はない。

### 世界自然遺産の島の道路の維持管理は

**問** 県道を国道とし国の管理による世界自然遺産の島にふさわしい道路の維持管理を行う必要があると考えるが、見解は。

**答** 町長 県道の国道化の可能性について、法令等に照し合せ町内の県道はいずれも要件に該当するものではなく国道化に向けた働きかけは困難だと考える。世界自然遺産にふさわしい道路の維持管理については、機会あるごとに要望しているところであり、引き続き要望していく。





真辺 真紀 議員

予定価格を 15 億円も  
上回った入札

**問** ごみ処理施設整備  
事業の入札につい  
て町の認識は。

**答** 町長 1社は予定価格を超過し、技術評価で他社を上回ったものの、価格評価及び総合評価で失格となった。その入札額は確かに予定価格を大きく上回る金額であったと言え、予定価格内での金額を期待していただけに残念に感じた。

**問** 4社、総合評価方式にエントリーをされて、途中2社が辞退した。総合評価を受ける段階では川崎技研さんと、落札者のテスコさんしか残っていなかった。結果的にきちんと競争が働いた入札になったかどうか、その点どうお考えか。

**答** 生活環境課長 きちんと競争性が働いたものというふうに認識している。

**問** 川崎技研さんとテスコさんしか残っていなかったわけで、片方が予定価格をはるかに上回る札を入れていて、実際には失格、無効。入札がなかったことというようなルールを設けないと、また同じことが起きると思う。今後、こういう入札がある可能性が、今のルールのままでは十分あり得るかと思うがこれを見直す考えがあるか。

**答** 町長 議員が提案する部分の要領改正は考えていないが、地方自治法等に規定する一般競争入札の原則的解釈と、本町内規である当該要領の整合を図るため、「入札者が2人に達しないときは入札を中止する」に、「指名競争入札に限る」を加える等の改正が必要だというふうに考えている。

**意** 競争が働いていないのではないかと、いう思いとともに、この価格について、今後、また何が高騰した、資材が入ってこない、流通にもお金がかかる等で、何億円も上積みされるようなことが決してないように願うばかり。

## 議員定数調査 特別委員会中間報告

9月5日最終本会議

榎光徳委員長 当委員会は、令和4年9月に開催された第3回定例会において議員発議により設置された。この間、2回の特別委員会と町民の声を反映させるべく地域の代表者である区長会との意見交換会を1回、議会運営委員会、全員協議会等での資料配付と情報提供に加え、若干の経過報告も行ってきた。

町民の声をより多く反映させるための機会としては、現在コロナ禍の緩和により議会運営委員会による町民との意見交換会も再開されたことから、これらの中で意見収集ができていくものとも考えている。

当委員会としては、住民の直接選挙で選ばれた二元代表制の下にある議員であるということを十分に自覚し、議会基本条例等を遵守しながら、様々な角度から、さらに議論を深め、来る令和7年9月に予定される次期屋久島町議会議員選挙の改選に反映させるべく、結論を導いていく必要があると考えている。

# 令和5年第3回定例会 会期：8月25日～9月5日

8月25日（金）	開会
8月28日（月）	一般質問：内田・真辺 全員協議会
8月30日（水）	常任委員会（総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）
8月31日（木）	常任委員会（総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）
9月5日	最終本会議

	結果	内田正喜	小脇淳智郎	中馬慎一郎	真辺真紀	相良健一郎	岩山鶴美	渡邊千護	榎光徳	緒方健太	高橋義友	日高好作	岩川俊広	渡邊博之	大角利成	石田尾茂樹
財産の取得	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
総合センター条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町営住宅管理条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町営単独住宅管理条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度上水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度船舶事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度電気事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
電気事業供給条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
令和5年度一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
【請願】町立中央中学校テニスコート整備について	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
【請願】「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
【陳情】町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会(仮称)」の設置	不採択	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×	-
不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※議長は議事進行を行うため、原則として賛否の表明はしません。

	結果	内田 正喜	小脇 淳智郎	中馬 慎一郎	真辺 真紀	相良 健一郎	岩山 鶴美	渡邊 千護	榎 光徳	緒方 健太	高橋 義友	日高 好作	岩川 俊広	渡邊 博之	大角 利成	石田尾 茂樹
生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案	可決	×	○	○	○	○	除斥	○	○	○	○	×	×	○	○	-

## 令和 5 年第 5 回全員協議会 8 月 28 日

### 離島開発総合センターと宮之浦体育館の後継施設 多目的アリーナ（仮称）の検討

政策推進課より、多目的アリーナ（仮称）整備計画についての説明

- ・ 離島開発総合センター 築 47 年
  - ・ 宮之浦体育館 築 40 年
- 共に老朽化が激しく、耐震性に課題がある。

宮之浦体育館への隣接地に、体育館と文化ホールの複合施設を整備し、既存体育館は解体後駐車場とする。

令和 4 年度開催の「旧支所庁舎跡地利活用協議会」「公共施設再配置ワークショップ」でまとめられた基本的な構想（導入機能）を基に、本年度検討をおこなう。



多目的アリーナ（仮称）建設予定地周辺

**問** 渡邊博之 もうほとんど使えないと思われる総合センターと勤労者体育館を、機能一つにするという理解でよいか。

**答** 政策推進課 喜係長 当初、スポーツとホールの機能を単純に足したものを検討していたが、昨年のワークショップの中で、図書室、キッズスペースであったりとか住民の方々の意見があった。そういった議論を含めて、単純にスポーツ足す文化ではなくて、そこに、地域コミュニティーセンターのような要素を含めた、子供から高齢者まで、集える施設というような形で用途が変わってきている。

**問** 中馬慎一郎 文化ホールとスポーツということで、スポーツに関しては安房体育館との役割分担とされているが、文化ホールとしての意味として、今、安房の総合センターのホールが使えない状態であるが、そのホールに関して、アリーナの一つにまとめて、今後考えていくのか。

**答** 政策推進課 喜係長 安房は子育て支援センターが開所して、今後、福祉の拠点として使いたいという提案もあり、今そういう設計も始まっているので、今後、ホールをどのような形で活用していくかというのは、まだ私たちは情報は持ってない。今後、各課交えて情報を共有しながら方向性をきっちり決めていかなければならない。

## 全員協議会 前ページ続き

### 多目的アリーナ（仮称）検討の続き

**問** 大角利成 これまでいろいろと住民代表の方々とワークショップ等をしてきたということだが、複数の委員と話をした段階で、コンサル、そして町との調整をしているのだろうが、コンサルのほうからの提言があって、なかなか意見を言いづらかった。報告会のような感じで自分たちはもう聞かざるを得なかったという話も聞いているので、もう少し早めに、報告、情報提供をして欲しかった。

**答** 政策推進課 喜係長 地質調査の予算については、本来であれば当初予算に計上し、もっと早い段階で説明が必要だったと思っている。この地質調査をして、皆さんに議論していただいた中で、軟弱地盤があってここには建てられないとなったら、また別な候補地を探す。

### 国民保護共同訓練

総務課長より、国民保護共同訓練について、令和5年度は実働・図上訓練を令和6年1月21日に実施予定であることの説明がありました。

**問** 榎光徳 今回の国防の防災訓練、大規模になるという気がしている。これまでの訓練と違って、町民がどの程度理解をしているのか、実際の実施要綱は具体的に決まっていくという説明だったが、マニュアル的なもの、あるいは、最低限、町民が分かるような概要版、そういったものを今後作るのか、そして町民への周知は、いつ頃からどのようにして行おうとしているのか。

**答** 総務課長 この計画自体が確定するのが今のところ、10月の中旬頃の間取りまとめを受けて決定していくものと思っている。住民説明会を行わなければいけないと考えている。

## 岩山鶴美議員より

### 廃棄物処理法違反についての説明

岩山鶴美 今回の私の廃棄物処理法違反の件につきましては、町民の皆様には大変な御心配と、御迷惑をおかけいたしました。

また、同僚議員の皆様、町長をはじめ職員の皆様にも、御迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このたびの私の廃棄物処理法違反の件につきまして、一部報道で誤解を招きかねない表現がありましたので、経緯、結果の説明をさせていただきます。

私は、2020年6月に自分の所有するアパートのリフォームの計画を立て、実行いたしました。その際に出る廃棄物については、まず、木材を必要な方がいたことがあって、産廃業者に電話で相談をいたしました。当時、アパートといえ1階の一室は、私の住居でありましたので、一般廃棄物として出すことができる旨を聞き、鉄くず等は引き取ってもらえる会社に運び、廃棄物の仕分をいたしました。アパート前の駐車場で仕分をしていましたが、工事が進むにつれ、手狭になったこともあり、当時の生活環境課長に、自分が管理している妹の畑に仮置きをしてもいいですかねと相談をしました。課長は、自分の管理している土地ならいいのではないですかとのことでしたので、私は、仮置きの許可をいただいたとの認識で、大工さんに畑に運んでもらったものを、木材などを仕分して、そのほかはごみステーションに出す作業をしておりました。

2020年9月の14日、畑に仮置きをし、仕分途中の廃棄物を見た住民が警察に匿名で電話をしたようで、警察からの電話を受け、屋久島警察署で事情を聞かれましたので、さきに述べた内容をお話いたしました。

そのときは、警察官も納得してくださり、電話の方が匿名であったので、話の内容をお伝えしようにも、連絡先が分かりませんとのことでした。

12月になり、木材を必要としていた人がもういなくなり、残りのビニールや段ボール等の仕分をいたしました。同時期、畑に置いてあった枯れて伐採していたタンカンの枝を燃やそうと思い、26日に南分遣所に火入れの電話を入れました。その際、ついさつかり、一緒に廃材の一部を燃やしてしまいました。これらの経緯は、2021年7月9日当時の全員協議会でお話ししたとおりでございます。私の畑を観察していた住民の方は、焼却した後の写真を撮り、再び警察に通報したので、捜査を受けることになりました。

2021年2月12日、27日、3月1日、11日に取調べや現場検証があり、燃やした残りの灰については、警察の立会いのもと、業者に取りに来ていただき適正に処理処分をいたしました。その後、警察は調書をまとめ、私は押印をいたしました。

4月20日に警察の担当から電話があり、16日に検察庁に調書を提出しましたとの連絡を受けました。そして、5月17日に、宮之浦にある検察庁に呼ばれ、事情聴取を受け、私はこれまでの経緯をお話しいたしました。その後、検察官の秘書の方から電話があり、今回のことは注意ということになりました。と言われました。これは紛れもない事実であります。

そして、今回の告発の件についてであります。屋久島ポストによると、私が前回注意で処理されたことで、町民からなぜ町議は注意なのか、それが事実なら不公平な捜査だといった批判の声が出ていることを受け、町民の方が2022年2月7日に、鹿児島地検に刑事告発をされたようであります。不公平な捜査だと言われた方の中には、産廃を燃やして、罰金を受けた方がいらしたようです。

1年5ヶ月がたった2023年7月7日、鹿児島検察庁からの呼出しがあり、出向くことになりました。そして、2年前と同じく事情聴取を受けました。このとき、私はなぜまたという気持ちでしたので、気が動転しており略式起訴の書類にサインをしたようです。その後、裁判所から今回の結果は、新聞に掲載されたように公訴事実として、廃棄物である木くず等を焼却したものであるとの内容で、罰金50万円という略式命令が出ました。法律第25条第1項第15号、第16条の2の廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反であります。以上が今回の件に関する経過、結果であります。

いろいろと報道もされましたが、私は、産業廃棄物の不法投棄の罪には問われていません。私は、不法投棄はしておりません。このことは、検察官にも確認をいたしました。私が法律違反に問われたのは、一般廃棄物の木くずを燃やしたことによります。これは農家が畑でごみを燃やしたり、一般家庭が庭で紙くずを燃やしても同じ違反に問われてしまうことと同列です。

2年前に、宮之浦の検察庁に呼ばれ、今日述べたような経過を説明し、そのときは注意という処分済みのものを、今またこの時期に刑事告発された理由もよく分かりませんが、検察庁の処分が変わってしまったことにも驚きを感じています。

しかし、この結果につきましては、一部といえども、焼却したことは事実でありますし、罰金50万円という略式命令が出ましたので、野外でごみを焼却することは違反であることを真摯に受け止め、納付いたしました。

また、議員職の進退につきましては、家族や支持者の方々と相談をいたしたいと思っています。重ねて申し上げますが、今回のことで、いろいろな報道がなされ、町民の皆様には大変な御心配と、御迷惑をおかけいたしました。

前ページより続き

また、同僚議員の皆様、町長初め職員の皆様、ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

**石田尾議長** この議会中にどこかで説明をしなければならぬが、これは議案ではないので(全員協議会が開かれる)今日にした。本会議と同じように、フォーラム棟にも動画を流すようにしています。皆さんにしっかりお伝えしなければならぬという思い。

この件については、司法が判断を下し結果が出ている。本当はそのことについて、議長であっても話しをすることはない。しかしながら、議員としてのコンプライアンス、法令を守る、遵守しなければいけない、そこが、廃棄物処理法に抵触したという結果が出ている。そのことについては、議員として、やはり、あるまじき行為だったと思い本人も反省している。それは議長として口頭で注意したが、大変遺憾に思っている。

議員一丸となって、再発防止、そして町民の信頼を得る、努力していかねばならないと思っている。

町民の皆さんに、議員として、議会として信頼を裏切ったことに対しては深くおわび申し上げます。



## 9月5日最終本会議

### 岩山鶴美議員に対する 辞職勧告決議案可決

廃棄物処理法違反の罪で略式命令

本議会の岩山鶴美議員は令和5年8月、自分で所有するアパートのリフォーム工事で出た廃棄物を不法に焼却したとして、廃棄物処理法違反(焼却の禁止)の罪で罰金50万円の略式命令を受けた。

その後、岩山議員は同月28日の全員協議会で事件の経緯を説明し、町民らに謝罪した。一方、9月定例会最終日の9月5日には、岩山議員に対する辞職勧告決議案が発議され、賛成多数で可決された。

#### 辞職勧告決議案提案理由

発議者 真辺真紀

岩山鶴美議員は、自身で所有する賃貸アパートのリフォーム工事で出た廃材を不法に投棄した後に焼却したとして、令和4年2月に町民から刑事告発された。そして、令和5年7月21日に廃棄物処理法違反(焼却の禁止)の罪で略式起訴され、同年8月3日に裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

世界自然遺産の屋久島で現職の町議会議員が廃棄物を焼却して有罪になったことは、屋久島町民1万2,000人の代表として決して許されることではない。

美しい大自然を誇りとする屋久島を汚したことに加え、国内外の人々が描く清らかな島のイメージを損なう犯罪であり、ただ、それだけでも議員辞職するべき不法行為だ。岩山議員の問題はそれだけではない。

ところが廃棄物をめぐる岩山議員の問題はそれだけではない。

不法な投棄と焼却をする1年前の令和元年9月の町議会一般質問で、岩山議員は、ごみのポイ捨てに罰金を科する条例を制定するように提案して、その際、次のような発言をしていた。

「不法投棄というのは犯罪に当たるんですね。法律で禁止されていて、決して許されない行為のはずなんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられるんです。最近、数件、すごいたちの悪い不法投棄があって、どこの集落とは言いませんけれども、罰金を科せられて検挙したということでした。ああ、やっぱり多いんだなとか、それだけのことをする人いるんだなって、すごい残念でした」。つまり、岩山議員は廃棄物を投棄して焼却することが重い犯罪であることを知っていて、懲役または罰金の刑になることを明確に認識していたということだ。そして、実際に罰金を科せられた複数の町民に対して、「ああ、やっぱり多いんだなとか、それだけのことをする人がいるんだなって、すごい残念でした」と述べていた。

さらに、岩山議員は、ごみやたばこの吸い殻などを捨てる町民が多いことを批判して、次のように発言している。「子供たちの中にも、ツツジの中に投げ込んだりする子供たちもいたりします」。「車を運転していたら、私の前の車が、ナンバー控えてますけど、たばこの灰を窓の外にぼいぼいってしまいましたね。あれ見たときは町長、もう何か、悲しさを通り抜けて、わナンバーじゃないですよ。地元の人車ですよ。もうふざけないでよという。火のついたたばこもぼいってされた経験もあります」。そして、ごみのポイ捨てにも罰金を科す、屋久島町独自の条例を制定して、世界に通じるきれいな屋久島を大人も子供も目指していきましょうと荒木耕治町長に訴えていた。

ところが、それから1年後、その岩山議員が自ら不法な投棄と焼却をしたのですから、屋久島町にとっては前代未聞の事態だ。

さらに、屋久島町議会としては、町制史上初めて現職の町議会議員が不法投棄で有罪になったことになり、世界自然遺産の島を預かる自治体の地方議会としての信用を大きくおとしめたと言える。

岩山議員が町議会の一般質問で、不法投棄やごみのポイ捨てをする町民を批判して、罰金つきの条例を提案しておきながら、その一方で、自分自身が不法焼却で罰金50万円の略式命令を受けたことを踏まえれば、もうこれ以上、屋久島町議会の一員であるべきではないと、多くの町民が思っているはずだ。ところが今、岩山議員は自身の進退を明確にせず、家族や支持者の方々と相談したいと述べるにとどまっている。

さらに、8月28日の全員協議会における岩山議員の説明を聞いていると、議員自身が本当に反省しているのかと疑わざるを得ない発言が数多くあった。その中でも、特に問題だと思われるのは、この事件を捜査した鹿児島地検に対する発言。通常、検察官が正式な裁判を省略して略式起訴の処分をする際には、必ず被疑者に詳細な説明をして、同意の署名と捺印を取ることになっている。しかしながら、岩山議員は、なぜまたという気持ちで気が動転しており、略式起訴の書類にサインをしたようだと述べて、まるで起訴状の内容を理解しないまま、自分の意に反して略式起訴に同意したかのような説明をしている。

本来であれば、検察官が岩山議員にどのような説明をしたのかを全議員に報告するべきところだが、岩山議員は、「気が動転」、「書類に同意のサインをしたようだ」という表現を使って、その詳細な内容を一切説明しなかった。また、岩山議員は、2年前に注意で終わった事件が一転して有罪となったことについて、「検察庁の処分が変わってしまったことにも驚きを感じています」として、検察の処分に納得していないと解される発言をしている。

## 決議案に対する討論

### 賛成

**渡邊千護** 令和元年9月の議会で、岩山議員は、不法投棄で罰金を受けた町民や、ごみを捨てる子供や大人が多いことを批判した上で、ごみのポイ捨てに罰金を科す条例の制定を提案した。ところが、それにもかかわらず、今回、岩山議員は自身が廃棄物の不法焼却で罰金50万円の略式命令を受けることになり、屋久島町民の代表である町議会議員としては絶対にあってはいけないことと考えている。

今回の事件は例えば、学校の先生が教室で子供たちに、人の物を盗んではいけませんよと注意しておきながら、その先生が学校のほかで万引きや盗みをして有罪になったのと同じ、また、それ以上のこと。もし先生がそんな犯罪をしたら、その段階で、もう教壇に立って子供たちに指導することは絶対にできない。町議会議員は子供も含め全町民の手本となる立場であり、学校の先生よりも、その社会的な責任は非常に重いと云える。

屋久島町では町民の代表である議員が有罪になっても、そのまま議員を続けても問題ないだろうということになり、教育上、子供たちに計り知れない悪影響を与えることになる。

### 採決

**賛成：10名**

小脇淳智郎、中馬慎一郎、真辺真紀、相良健一郎  
渡邊千護、榎光徳、緒方健太、高橋義友  
渡邊博之、大角利成

**反対：3名**

内田正喜、日高好作、岩川俊広

もし、本当に納得していないのであれば、略式起訴には同意せずに刑事裁判で無罪を主張すればいいだけのことだが、岩山議員は略式起訴を自ら選択した。

さらには、今回の事業聴取でも、岩山議員は2年前と同じ「木くずを燃やした」と説明したということだが、それを聞いた検察官は、前回の注意から一転して略式起訴という判断をしている。つまり、検察官は木くずを燃やしたとする説明に対して、前回はその内容を信じて注意としたが、今回は信じられないとして略式起訴にしたということだ。そして2年前と同じ、木くずを燃やしたとする説明は、単に岩山議員の主張を一方向的に述べたものであり、現場写真などの証拠と照らし合わせると事実であるとは認められないということだ。町民が撮影した現場写真を見ると、岩山議員の説明に大きな矛盾があることも分かる。投棄された廃棄物の山には、窓枠、ドア、壁紙、パイプなどのリフォーム工事で出た廃材がたくさん写っている。そして、廃棄物が焼却され、真っ黒に焦げた地面には、燃え残った金属片や、畳、空き缶などが写っており、とても木くずを燃やした現場には見えない。そして、これらの写真と岩山議員の説明を照らし合わせると、法律違反に問われたのは木くずを燃やしたことと主張することも信じることはできない。

有罪となった不法焼却とは別に、岩山議員は、私は不法投棄はしていませんと主張しているが、鹿児島地検は7月21日に廃棄物処理法違反（投棄の禁止）の容疑事実と認定した上で、岩山議員を起訴猶予の不起訴処分している。起訴猶予ということは、もし岩山議員が容疑事実を認めない場合には起訴されることになる。しかし、略式起訴されたのは不法焼却だけで、岩山議員は不法投棄の容疑事実を認めて反省したことで、起訴を猶予されたということになる。

屋久島町議会の信頼を取り戻すためにも、岩山鶴美議員の速やかな議員辞職をここに強く勧告する。



## 請願・陳情

第3回定例会に提出された請願は3件 陳情は1件でした

産業厚生常任委員会に付託

### モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）

#### 配備を求める請願書

- ・海岸漂着ゴミの適切な処理を行うため専用の小型焼却装置の配備をして欲しい

海岸清掃の在り方も含めて、もう少し議論

調査をすべき→**継続審査**

総務文教常任委員会に付託

### 町立中央中学校テニスコート整備について 請願書

- ・生徒が安全な環境のもとで安心して練習できるように早期に整備をして欲しい
- ・町のテニスコート使用料を減免措置で無料にして欲しい。

委員会審査で採択、最終本会議→**採択**

総務文教常任委員会に付託

### 「不登校児童に対して多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」

#### の採択を求める請願

- ・不登校の児童や生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場所において行う多様な学習活動に対し、経済的支援の在り方を検討して欲しい

委員会で採択、最終本会議→**採択**

総務文教常任委員会に付託

### 町民による「議会議員定数・報酬及び在り方検討審議会（仮称）」の設置に関する陳情

議会側から諮問機関を設ける動きをすることは、議員が自らの責務をほかに委ねることになる。

両常任委員会での合同審査

総務文教常任委員会での不採択、最終本会議→**不採択**

## 常任委員の選任

9月5日の最終本会議で、各常任委員会の委員の選任がありました。

### 総務文教常任委員

委員長 榎 副委員長 小脇

大角利成  
渡邊博之  
高橋義友  
榎光徳  
岩山鶴美  
中馬慎一郎  
小脇淳智郎

### 産業厚生常任委員

委員長 緒方 副委員長 内田

石田尾茂樹  
岩川俊広  
日高好作  
緒方健太  
渡邊千護  
相良健一郎  
真辺真紀  
内田正喜

## 10月29日に行われた 町議会議員補欠選挙で当選

10月30日より任期



渡邊 浩 議員  
総務文教常任委員

「屋久島の未来を共に生き抜く  
高齢者に安心と若者に希望を」  
いつでも念頭に活動します。  
よろしくお願ひいたします。

## ■ ■ ■ ■ 町民の声 ■ ■ ■ ■

- ・(63号)議員のコンプライアンスでの岩山議員の不法投棄って何ですか。
- ・(63号)P5.左側「屋久島町口永良部島湯向温泉」の最後の観光まちづくり課長の発言が尻切れになっています。
- ・P15左側の上から6行目は「大雨や津波など」の間違いではありませんか。

等、前号の議会だよりの間違いや、分かりにくい部分についてのご指摘をいただきました。大変申し訳ありません、ありがとうございます。

### 編集後記

温暖な屋久島も冬の訪れにより、肌寒い日が増えてきました。虫の鳴き声も少なく寂しくなってきました。虫の鳴く音色を綺麗だと認識できるのは、ごく限られた人種で日本人とポリネシア人だけだそうです。私は虫が好きなので冬は寂しい季節ですが、いつもに増して人の声に耳を傾けたいと思います。寒くなるので、くれぐれもお体ご自愛ください。

真辺真紀

## ■ ■ ■ ■ 議会の動向 ■ ■ ■ ■

日付	内容
8月 29日	可燃ごみ焼却施設等建設工事安全祈願祭
9月 18日	燃ゆる感動かごしま国体OWS競技
10月 1日	第13回町民体育祭
2日	各常任委員会・議会運営委員会
3日	第12回種子島屋久島議会議員大会
16日	熊毛地区消防組合定例会
11月 7日	市町村議会広報研修会
	県選出国會議員へ要望書提出
	空港滑走路延伸早期事業化の中央要望活動
	県知事・県議会議長へ要望書提出
19日	第12回町駅伝競走大会
25日	世界自然遺産登録30周年記念シンポジウム
28日	全国離島振興市町村議会議長全国大会
29日	町村議会議長全国大会

## 種子島屋久島議員大会

10月3日 西之表市



西之表市にて第12回種子島屋久島議員大会が開催されました。屋久島町議会からは「屋久島空港滑走路延伸事業」の早期着工に関する要望書を提案し、採択されました。

## ■ ■ ■ ■ ご意見募集 ■ ■ ■ ■

広報委員会では、町議会に対する皆様のご意見を募集しています。生活のお困りごとや、町政への提言、取材の申し込み等、以下の方法によりご連絡ください。ご氏名、ご住所、ご連絡先、ご意見等の内容が分かるようお願いいたします。

郵送：〒891-4292 屋久島町小瀬田849番地20  
議会事務局（広報委員会）宛て

Mail: gikai@town.yakushima.kagoshima.jp

LINE: @599vfnm

(右のQRコードでも登録できます)



## ■ ■ 議会を傍聴しませんか ■ ■

次の定例会の予定は

12月 11日 開会  
12月 12日～ 一般質問  
12月 21日 最終本会議

※都合により変更となる場合があります。  
※傍聴の際は、感染症対策のため、手指の消毒等にご協力をお願い致します。